

【県域助成15】

令和5年度事業

「困難を抱える子どもや家族への支援活動助成事業」(第3次)

募集要項



社会福祉法人 宮城県共同募金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺1丁目4-28

TEL 022-292-5001/FAX 022-292-5002

E-mail post@akaihane-miyagi.or.jp

1 趣旨

この助成事業は、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の混迷などによる経済的・社会的影響が長期化する中で、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援する活動（事業）に対して助成を行います。

なお、本助成は、中央共同募金会を通じた民間団体からの寄付を原資として、共同募金助成事業を実施するものです。

2 助成総額

(1) 助成総額は251万円を予定しています。

(2) 1団体あたりの助成上限額は20万円（下限10万円）とします。

※助成金は、万円単位（1万円未満の端数は切捨て）とします。

3 助成対象団体

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の混迷などによる経済的・社会的影響が長期化する中で、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援する活動を行う非営利団体

(1) 申請時点で団体が設立されており、申請事業の実施体制が整っていること

(2) 宮城県に所在する団体であること

(3) 法人格の有無は問いませんが、以下6点の書類を提出できること

①団体の定款・規約等

②直近年度の事業報告書および決算書

③直近年度の事業計画書および予算書

④役員名簿

⑤実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、ホームページの告知記事等）

⑥団体名義の助成金振込先口座の通帳の写し

※次に該当する法人、団体は除きます。

・政治、宗教、営利活動を目的とした法人、団体

・反社会的勢力および反社会的勢力と関わりがある法人、団体

4 助成対象活動(事業)

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の混迷などによる経済的・社会的影響が長期化する中で、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援することを目的とした以下の活動（事業）を対象とします。

(1) 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの食支援活動

(2) 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの学習支援活動

(3) 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの居場所づくりの活動

- (4) 経済的困窮や社会的孤立の状態にある子どもの自立を支援する活動
- (5) ひとり親など、経済的困窮や社会的孤立の状態にある子育て世帯の保護者などを支援する活動
- (6) 病気や障がいなどにより親やきょうだいの介助が必要な子どもを支援する活動
- (7) 病気や障がいなどにより日常生活に課題がある子どもに対する子育てを支援する活動
- (8) その他助成趣旨に合致すると配分委員会が判断する活動

5 助成事業対象期間

令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）

6 助成対象経費

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の混迷などによる経済的・社会的影響が長期化する中で、生活に困難がある子どもやその家族又は子育てを支援する活動（事業）に必要な経費

【対象となる経費の例】

- ※子ども食堂や困難を抱えた家庭への食材費（お菓子などのおやつ代含む）・生活必需品や感染防止のための消耗品の購入費用
- ※活動に使用する会場の賃借料
- ※食品等の配送費
- ※オンラインを活用した学習支援や相談支援の環境を整備するための備品（WEBカメラ、パソコン、イヤホン、マイク等）
- ※活動の周知のためのチラシ印刷代、インク・紙代
- ※虐待やDVなどの被害を受けている方が一時的に避難する緊急避難先（シェルター）での生活環境整備を目的とした備品の購入
- ※食材を保存するための備品 など

7 助成対象外経費

以下の項目は助成対象外とします。また、審査の際、以下の項目にあたり申請書から判断された場合は対象外となる場合があります。

- ・令和5年度事業本助成事業（第1次・第2次）で助成が既に決定している団体
- ・行政等の公的財源が見込まれるもの

※注）社会福祉協議会等民間団体が行う助成事業であっても、行政からの委託事業で行われる助成事業も含む。但し、行政等助成事業において対象外の事業については、本助成事業の定める範囲内において対象となることもありますので、お問い合わせください。

【例】

〇〇市子ども食堂助成事業：子ども食堂の開催事業について、会食は助成対象とするが、配食については対象外とする場合

→本助成事業では、配食は対象としているので申請が可能です。

- ・経費の妥当性が募集趣旨にあわないもの、または申請書から読み取れないもの
- ・ボランティア活動保険料（ボランティア行事用保険料は助成対象経費）
- ・人件費・謝金
- ・団体および団体役員が所有する拠点、物、設備等の賃借料
- ・団体役員が代表である企業等へ委託・発注したものの費用
- ・申請事業に関わるもの以外の団体の活動費用や管理的経費
- ・助成決定した助成対象期間外の活動（事業）に関する経費

8 助成申請方法

「助成申請書」様式に必要な事項を記入の上、申請期限までに宮城県共同募金会へ必要書類と共に提出してください。

※「助成申請書」様式は本会ホームページよりダウンロードできます。

【申請受付期間：令和5年7月24日（月）から8月25日（金）※本会必着】

【必要書類】

- 助成申請書 団体の定款・規約等 直近年度の事業報告書および決算書
- 直近年度の事業計画書および予算書 役員名簿
- 実施した活動または予定する活動がわかる既存の資料（チラシ、ホームページの告知記事等）
- 団体名義の助成金振込先口座の通帳の写し

9 審査及び助成決定

宮城県共同募金会が設置する「配分委員会」により、「助成申請書および添付書類」から以下の点を基準に審査の上、助成先を決定します。**【令和5年9月下旬】**

- (1) 申請団体のこれまでの活動（事業）実績
- (2) 申請事業の実施体制
- (3) 申請書の記載内容（活動（事業）・予算）
- (4) 支援対象者のニーズを的確にとらえた活動（事業）であるか
- (5) 確実に効果的に支援が届く活動（事業）であるか

※1 審査にあたり、必要に応じてヒアリングで詳細を直接お聞きすることがあります。

- ※2 事業予算枠を超える助成申請があった場合は、申請団体の事業活動や財務状況等を勘案し優先度の高い団体を選採します。また、助成額が減額となる場合があります。
- ※3 助成決定先は、申請団体宛てに通知を郵送し本会ホームページで公表します。

10 助成金の送金について

助成金は概算払いとし、助成決定後すみやかに送金します。【令和5年9月下旬】

11 助成決定後のお願い

(1) 助成事業成果の発信

本助成による活動状況や成果を広報誌やホームページ、SNS等により発信してください。また、助成事業に伴い作成する印刷物や看板、購入備品等には、赤い羽根ロゴマークの表示及び本助成による事業であることを必ず明示してください。

(2) 事業報告完了報告書の提出

助成決定団体は、活動終了後1ヵ月以内に「事業完了報告書」様式及び領収書のコピー等必要書類を宮城県共同募基金会宛に提出いただきます。

【令和6年4月30日（火）報告期限】

※「事業完了報告書」様式は助成決定時に配付します。（提出方法については、別途ご案内します。）

12 その他

- (1) 必要に応じて、活動の実施状況等について調査を行うことがあります。
- (2) 活動実態が確認できなかった場合は、助成決定を取り消し、助成金を返還いただく場合があります。
- (3) 助成金は概算払いしているので、クレジットカードによる支払いは認めません。また、ポイント還元については、減額の対象となりますので予めご了承ください。
- (4) 助成金に残金がある場合は返還いただきますので、予めご了承ください。

社会福祉法人 宮城県共同募基金会

〒984-0051 仙台市若林区新寺一丁目4番28号

TEL : 022-292-5001 FAX : 022-292-5002

で検索！

URL : <http://www.akaihane-miyagi.or.jp>

E-mail : post@akaihane-miyagi.or.jp

赤い羽根 みやぎ

